

答弁書第一七号

内閣参質一五四第一七号

平成十四年四月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 井上 裕殿

参議院議員中村敦夫君提出米のカドミウム汚染に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes the need for transparency and accountability in financial reporting.

2. The second part of the document outlines the various methods and techniques used to collect and analyze data. It includes a detailed description of the experimental procedures and the statistical analysis performed.

3. The third part of the document presents the results of the study. It includes a series of tables and graphs that illustrate the findings of the research. The data shows a clear trend of increasing activity over time.

4. The fourth part of the document discusses the implications of the findings. It suggests that the results have significant implications for the field of study and may lead to further research in this area.

5. The fifth part of the document concludes the study. It summarizes the main findings and provides a final statement on the importance of the research.

参議院議員中村敦夫君提出米のカドミウム汚染に関する質問に対する答弁書

一について

米のカドミウムの含有状況に関する情報については、米の安全性と米に対する国民の安心を確保する上でも、正確かつ積極的に公開することが重要であると考えている。

このような観点から、農林水産省においては、毎年、米に含まれるカドミウムの調査を実施しており、その結果、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づく食品、添加物等の規格基準（昭和三十一年厚生省告示第三百七十号）において定められている販売等が禁止される値である一・〇ピーピーエム以上のカドミウムが検出された場合には、その米が収穫された市町村名及び検出数値を公表するとともに、一・〇ピーピーエム未満のカドミウムが検出された場合においても、調査対象者等から了解を得られた限りにおいて、市町村名を公表しているところである。

二について

国連食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会（以下「コーデックス委員会」という。）では、現在、食品中のカドミウムの許容量について検討が行われているところであるが、我が国としては、

これに積極的に参画しているところである。

農林水産省においては、平成九年産米及び平成十年産米を対象に実施した調査結果を基に国内産米に含まれるカドミウムの濃度別分布状況表を取りまとめ、平成十二年八月三日に、コーデックス委員会食品添加物・汚染物質部会において検討資料の作成を担当することとなったデンマーク政府に、これを提出している。

なお、当該濃度別分布状況表は、同部会にも同年七月三十一日に別途提出している。

三について

平成九年から平成十三年までに生産された米について農林水産省が実施したカドミウムの調査の結果は、別表のとおりである。

なお、別表に掲げる調査のうち、

- 1 「平成九年産米及び平成十年産米濃度分布調査」、 「平成十年産米特定地域調査」、 「平成十一年産米特定地域調査」及び「平成十一年産米一般地域調査」におけるカドミウムの濃度が一・〇ピーピーエム未満の米の調査対象市町村名及び検出数値

2 「平成十二年産米重点調査」及び「平成十三年産米重点調査」におけるカドミウムの濃度が一・〇
ピーピーエム未満の米の検出数値

3 「平成十二年産米要請調査」及び「平成十三年産米要請調査」における調査対象市町村名及び検出数
値

については、調査対象者等から公表の了解を得ていないため、答弁は差し控えたい。

別表

一 平成九年から平成十一年までに生産された米について農林水産省が実施したカドミウムの調査の結果

調 査 名	分析試料点数	一・〇ppm以上のカドミウム米が検出された市町村名及び検出数値
平成九年産米特定地域調査	調査結果が記載された文書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）別表第二に定める保存期間が経過した後に廃棄しており、調査結果を公表することはできない。	
平成九年産米及び平成十年産米濃度分布調査	三七、二五〇	秋田県協和町一・二ppm（平成十年産米）
平成十年産米特定地域調査	九三八	秋田県角館町一・四ppm 福岡県大牟田市一・五ppm
平成十一年産米特定地域調査	九三六	秋田県鹿角市二・三ppm、一・一ppm 秋田県角館町一・五ppm
平成十一年産米一般地域調査	一、〇〇〇	

（注）一 「特定地域調査」とは、過去に都道府県及び農林水産省が実施した調査の結果、〇・四ppm以上のカドミウムが検出された地域を対象として実施した調査である。

二 「濃度分布調査」とは、全国における米のカドミウムの濃度を明らかにするために、米の作付け面積五十ヘクタール当たり一点の割合で試料を採取して実施した調査である。

三 「一般地域調査」とは、米の残留農薬調査の際に併せて実施したカドミウムの調査である。

二 平成十二年及び平成十三年に生産された米について農林水産省が実施したカドミウムの調査の結果

1 重点調査

都道府県名	市町村名	平成十二年産米		平成十三年産米	
		分析試料点数	一・〇PPm以上の検出数値	分析試料点数	一・〇PPm以上の検出数値
青森県	車力村			四	
岩手県	湯田町	一			
宮城県	築館町			四	
	鶯沢町			六	
	石越町			三	
	迫町	七		二	一・一PPmが二点
	金成町			一	
山形県	栗駒町			二	
	尾花沢市	六		五	
	米沢市	六		六	
	南陽市	九		九	
福島県	郡山市	一九		二一	
	いわき市	四〇		四〇	
	熱塩加納村	四		四	
	西会津町	一七		一四	
	塩川町	二		二	
	湯川村	二三		二三	

群馬県	河東町	二六		二四	
長野県	安中市	二		二	
	白馬村	一〇二		五〇	
新潟県	豊栄市			五	
	水原町			八	
	新発田市	二二		二〇	
	五泉市			六	
	新津市			一	
	村松町			一	
富山県	朝日町	三〇		二九	
	魚津市	二四		二三	
福岡県	大牟田市	三七		四八	
	北九州市	一三		八	
合 計		三八九		四一一	

(注) 一 「重点調査」とは、過去三か年に都道府県及び農林水産省が実施した調査の結果、〇・四ピーピーエム以上のカドミウムが検出された地域を対象として実施した調査である。

二 秋田県は、県が独自に調査を実施している。

2 要請調査

年 産	平成十二年産米	平成十三年産米
分析試料点数	一一九	一〇四

(注) 一 「要請調査」とは、米の残留農薬調査の対象者等からカドミウムの調査の要請があった場合に実施した調査である。

二 一・〇ピーピーエム以上の検出はない。